

第23期第1回石狩後志海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年5月1日(木) 14時00分から14時30分まで
- 2 開催場所 余市町浜中町238番地  
道総研中央水産試験場 3階 大会議室
- 3 出席委員 佐藤一義 池守力 小西正之 松尾英二  
川内谷藤一 丹野雅彦 伊藤保夫 上山稔彦  
太田誠 中村貞夫 青塚芳朝 安藤孝雄  
奥山均 河崎信幸 小鷹雅晴
- 4 欠席委員
- 5 臨席者 石狩振興局産業振興部水産課 課長 四氏雅一  
石狩振興局産業振興部水産課 水産振興係長 吉田明弘  
後志総合振興局 振興局長 瀧川雅晴  
後志総合振興局産業振興部水産課 課長 安住拓郎  
後志総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 竹嶋寿弥  
後志総合振興局産業振興部水産課 技師 瀧本陸
- 6 事務局 石狩後志海区漁業調整委員会 事務局長 中山威尉  
石狩後志海区漁業調整委員会 主事 小林千紗
- 7 議案事項 議案第1号 会長の選出について  
議案第2号 副会長の選出について  
議案第3号 漁業権切替小委員会委員の選出について  
議案第4号 関係連合海区漁業調整委員会委員等の選出について  
(1) 北海道連合海区漁業調整委員会委員  
(2) 北部日本海連合海区漁業調整委員会委員  
(3) 道北連合海区漁業調整委員会委員  
(4) 日本海連合海区漁業調整委員会委員  
(5) 日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会委員
- 8 報告事項
- 9 その他

【議事の概要】

安住課長	ただいまより、第23期第1回石狩後志海区漁業調整委員会を開催いたします。開催にあたりまして、石狩・後志両振興局を代表いたしまして、瀧川後志総合振興局長からご挨拶申し上げます。
瀧川局長	後志総合振興局長の瀧川でございます。まず今日お忙しい中、本委員会に出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から公私ともに

お忙しい所、委員の職を引き受けていただきまして、深くお礼を申し上げます。4月1日に着任いたしまして、2回目の後志勤務ですが皆様とともに勉強しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。一言、ご挨拶を申し上げます。海区委員の皆様につきましては、日頃から、漁業権の切替や水産資源の管理に関して、重要な役目を担っておりますし、また最近では特に資源の減少など色々な課題が多い中で、その重責は益々大きくなるものと思っております。第23期の海区委員会ということで、今後4年間の任期となりますが、定置漁業権や区画漁業権の切替がありますし、その他多大な審議をいただくこととなっております。最後になりますが、この委員会の益々の発展とご健勝、ご活躍を期待して挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

安住課長

瀧川振興局長ありがとうございました。それでは、第23期の委員として選任されました各委員をご紹介します。席順に紹介させていただきます。佐藤一義委員、池守力委員、丹野雅彦委員、小鷹雅晴委員、川内谷藤一委員、奥山均委員、伊藤保夫委員、小西正之委員、安藤孝雄委員、松尾英二委員、中村貞夫委員、河崎信幸委員、青塚芳朝委員、太田誠委員、上山稔彦委員。

続きまして、北海道からの出席者を紹介します。ただいまご挨拶いただきました、瀧川後志総合振興局長でございます。石狩振興局の四氏水産課長でございます。吉田水産振興係長でございます。後志総合振興局の竹嶋漁業管理係長でございます。同じく瀧本技師でございます。最後になりましたけれども海区委員会事務局職員をご紹介します。中山事務局長です。小林主事でございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、後志総合振興局水産課長の安住でございます。議事に入ります前に、委員会の概要について、簡単ではございますけれども事務局からご説明いたします。

中山事務局長

委員会の概要についてご説明いたします。資料1-1をご覧ください。はじめに、委員会の目的ですが、海区委員会は、海面の総合利用と生産力の発展を目的に、漁業法と地方自治法に基づいて、北海道知事により設置された行政委員会の一つです。他に、選挙管理委員会や人事委員会、労働委員会、収容委員会などがあります。行政委員会の理念としましては、権力の集中を排除し、行政運営の公正妥当を期すること、住民の参加により行政の民主化を確保すること、それぞれの委員会の目的に応じ、行政の中立的な運営を確保することとあります。海区委員会における「中立的な運営の確保」としましては、「海面における利害関係の調整」において、中立的な運営を行っていかねなければならないと考えられます。

次に海区委員会の機能と権限ですが、知事への諮問・建議機関として機能するとともに、委員会自身が各種の裁定・指示を行う権限を有する機関でもあります。下に、諮問事項、建議事項、決定事項を説明しておりますが、参考資料としまして資料の最後にも具体的な内容を網羅して説明して

おりますので、後ほどご覧ください。

次に委員会の設置状況ですが、図のように全道に10海区あり、石狩・後志と釧路・十勝が2つの振興局に跨がって設置されています。海区委員の構成としては、定数は15名で、令和2年の漁業法の改正により、公選制がなくなり、全ての委員を知事が道議会の同意を得て選任することとなりました。また、定数の過半数以上は漁業者委員で、他に、学識委員と中立委員により構成されております。なお、任期は4年となっております。身分は北海道の特別職非常勤職員で、委員報酬は月額を任期中毎月支給され、日額は海区委員会に出席するなど用務があった月に月額を合わせて支給いたします。欠格要件は記載のとおりです。

次に資料1-2をご覧ください。こちらは今年度の海区委員会の開催スケジュールの予定を示しております。漁業権の切替がない年であれば、6・7回程度の開催となりまして、次回は6月に、TACの答申、石狩、小樽、余市などの海水浴場におけるプレジャーボートの乗り入れ規制に係る答申、浜益川におけるサケ釣り有効利用調査の実施に伴う河口規制の委員会指示が想定される議題となっております。

また、これらの定例的な開催のほかに、知事許可漁業の更新の際に、知事は制限措置や申請期間等を公示する必要がありますが、その内容について事前に海区委員会に諮問することとなります。このため、許可更新時に合わせて随時、委員会を開催することをあり得ることを、ご承知願います。以上が海区委員会の概要説明となります。

安住課長　　今回は、第1回目の委員会でございますので、会長が選出されるまでの間、慣例によりまして瀧川局長を議長として、議事を進行させていただきます。それでは瀧川局長よろしく願いいたします。

瀧川局長　　本日の出席人員報告をいたします。委員定数15名中、出席委員は15名でございます。漁業法第145条で規定する定員の過半数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。次に議事録署名委員についてですが、慣例に習いまして、私から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

委員一同　　(異議なしの声)

瀧川局長　　それでは、丹野委員、上山委員をお願いいたします。  
それでは、議事に入らせていただきます。「議案第1号会長の選出について」を上程いたします。会長の選出は漁業法第137条第2項において、会長は委員が互選すると規定されております。選出方法ですが、いかがいたしましょうか。

佐藤委員　　小樽地区漁業協同組合長会会長の池守委員を会長に推薦いたしますので、よろしく願いいたします。

瀧川局長	佐藤委員より、会長に池守委員との声がありましたが、いかがでしょうか。
委員一同	(異議なしの声)
瀧川局長	異議なしとのことですので、ただいま推薦がありましたように、会長には池守委員が選出されました。会長の選出が終わりましたので、私の議長としての任を終わらせていただき、その後は池守会長に議事の進行をお願いしたいと思います。ご協力ありがとうございました。
安住課長	会長には席のご移動をよろしくお願いいたします。
中山事務局長	それでは、事務局も海区委員会事務局に移行させていただきますので、よろしくお願いいたします。はじめに、会長の就任挨拶をお願いいたします。
池守会長	皆さんご苦労さまでございます。選任されましたけれど、皆さんの協力を得ながら任期を全うしたいと思いますので、ご協力のほどお願い申し上げ就任の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。 それでは、「議案第2号副会長の選出について」を上程します。副会長につきましては、当委員会規程第2条により副会長3名を置き委員が互選すると規定されています。選出方法はいかがいたしますか。
松尾委員	会長に一任します。
池守会長	松尾委員から、会長一任との声がありましたが、私に一任させていただいてよろしいですか。
委員一同	(異議なしの声)
池守会長	それでは副会長の選出は会長一任ということですので、職務代理の順に指名いたします。副会長は佐藤委員、丹野委員、小西委員の3名を指名しますのでよろしくお願いいたします。 次に、「議案第3号漁業権切替小委員会の選出について」、「議案第4号関係連合海区漁業調整委員会委員等の選出について」を上程いたします。事務局から説明願います。
中山事務局長	資料2をご覧ください。第22期の委員一覧を参考に付けております。まず漁業権切替の専門部会である漁業権切替小委員会の選出委員は5名です。次に、北海道全域における漁業調整を行う北海道連合海区漁業調整委員会の選出委員は1名です。次に、いか釣り漁業と沿岸漁業との調整・操業協定を行う北部日本海連合海区漁業調整委員会の選出委員は4名です。次に、刺し網、はえなわ漁業などの、海区承認を行う道北連合海区漁業調整委員会の選出委員は3名です。次に、すけそ漁業の調整・操業協定を行う日本海連合海区漁業調整委員会の選出委員は3名です。最後に、まぐろ

	<p>漁業の調整・操業協定を行う日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会の選出委員は3名です。説明は以上になります。</p>
池 守 会 長	<p>委員の選出方法ですが、正副会長に一任していただきたいのですがよろしいですか。</p>
委 員 一 同	<p>(異議なしの声)</p>
池 守 会 長	<p>異議なしとのことですので、私と副会長の皆さんで別室にて協議のうえ、選出させていただきます。その間、暫時休憩とします。</p>
池 守 会 長	<p>それでは再開いたします。選考結果を、事務局から説明願います。</p>
中山事務局長	<p>選考結果を報告します。まず、北海道連合海区漁業調整委員会委員は、会長の池守委員です。次に、北部日本海連合海区漁業調整委員会の委員4名は、池守委員、佐藤委員、上山委員、中村委員、代表委員は池守委員。次に、道北連合海区漁業調整委員会の委員3名は、松尾委員、丹野委員、川内谷委員、代表委員は松尾委員。次に日本海連合海区漁業調整委員会の委員3名は、佐藤委員、池守委員、松尾委員、代表委員は佐藤委員。日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会の委員3名は、小西委員、太田委員、河崎委員、代表委員は小西委員。なお、代表委員におかれましては、各種連合海区の正副会長候補として当委員会から推薦することとなります。最後に、石狩後志海区漁業権切替小委員会委員5名は、佐藤委員、丹野委員、小西委員、川内谷委員、太田委員でございます。以上協議のうえ選出させていただきましたので、選出されました委員の皆様方はよろしく願います。</p>
池 守 会 長	<p>最後に漁業権切替小委員会の委員長を互選するために、委員の5名の皆さんで別室にて協議のうえ、選出していただきたいと思います。その間暫時休憩とします。</p>
池 守 会 長	<p>それでは再開いたします。選考結果を事務局から説明願います。</p>
中山事務局長	<p>選考結果を報告します。漁業権切替小委員会の委員長に佐藤委員を選出しました。</p>
池 守 会 長	<p>佐藤委員よろしく願います。本日の議題、協議事項は以上ですが、委員の皆さんから何かございますか。</p>
委 員 一 同	<p>(なしの声)</p>
池 守 会 長	<p>特にないようですので、これを持ちまして、第23期第1回の委員会を閉会いたします。今後ともよろしく願います。</p>

## 第23期第1回石狩後志海区漁業調整委員会 会議次第

日時 令和7年5月1日(木)午後2時15分から

場所 余市郡余市町浜中町238番地

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構

水産研究本部 中央水産試験場 3階大会議室

1 開 会

2 開 会 挨 拶

3 出 席 者 紹 介

4 委 員 会 概 要 説 明

5 人 員 報 告

6 議 事 録 署 名 委 員

7 議 事

議案第1号 会長の選出について

議案第2号 副会長の選出について

議案第3号 漁業権切替小委員会委員の選出について

議案第4号 関係連合海区漁業調整委員会委員等の選出について

(1) 北海道連合海区漁業調整委員会委員

(2) 北部日本海連合海区漁業調整委員会委員

(3) 道北連合海区漁業調整委員会委員

(4) 日本海連合海区漁業調整委員会委員

(5) 日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会委員

8 そ の 他

9 閉 会

## 第 2 3 期第 1 回石狩後志海区漁業調整委員会出席者名簿

日時 令和 7 年 5 月 1 日（木） 1 4 : 1 5 ~

場所 道総研中央水産試験場 3 階大会議室

所 属	職	氏 名	備考
石狩後志海区漁業調整委員会	委 員	佐 藤 一 義	
石狩後志海区漁業調整委員会	委 員	池 守 力	
石狩後志海区漁業調整委員会	委 員	小 西 正 之	
石狩後志海区漁業調整委員会	委 員	松 尾 英 二	
石狩後志海区漁業調整委員会	委 員	川内谷 藤 一	
石狩後志海区漁業調整委員会	委 員	丹 野 雅 彦	
石狩後志海区漁業調整委員会	委 員	伊 藤 保 夫	
石狩後志海区漁業調整委員会	委 員	上 山 稔 彦	
石狩後志海区漁業調整委員会	委 員	太 田 誠	
石狩後志海区漁業調整委員会	委 員	中 村 貞 夫	
石狩後志海区漁業調整委員会	委 員	青 塚 芳 朝	
石狩後志海区漁業調整委員会	委 員	安 藤 孝 雄	
石狩後志海区漁業調整委員会	委 員	奥 山 均	
石狩後志海区漁業調整委員会	委 員	河 崎 信 幸	
石狩後志海区漁業調整委員会	委 員	小 鷹 雅 晴	
石狩振興局産業振興部水産課	水産課長	四 氏 雅 一	
石狩振興局産業振興部水産課	水産振興係長	吉 田 明 弘	
後志総合振興局	振興局長	瀧 川 雅 晴	
後志総合振興局産業振興部水産課	水産課長	安 住 拓 郎	
後志総合振興局産業振興部水産課	漁業管理係長	竹 嶋 寿 弥	
後志総合振興局産業振興部水産課	技 師	瀧 本 陸	
石狩後志海区漁業調整委員会	事務局長	中 山 威 尉	
石狩後志海区漁業調整委員会	主 事	小 林 千 紗	

## 海区漁業調整委員会の概要

### 1. 委員会の目的

海区漁業調整委員会は、海面を総合的に利用し、漁業生産力を発展的させることを目的に、漁業法及び地方自治法に基づいて設置された行政委員会の一つ。

(他に選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会など)

### 2. 海区漁業調整委員会の機能と権限

委員会は、知事への諮問・建議機関として機能するとともに、自らが各種の裁定・指示を行う決定機関として、主に次のような漁業に関する機能と権限を与えられている。

【諮問事項】：漁場計画の作成、漁業権の免許など漁業権に関する処分は、かならず委員会の意見を聴かなければならない。

【建議事項】：委員会指示に従わない者に対して知事が命令を出すことなどがあり、委員会が積極的に、知事がなすべき旨を建議するもの。

【決定事項】：入漁権をめぐる紛争で当事者同士の協議がまとまらない場合などの裁定、漁業者に対する水産動植物の採捕の制限・禁止などの指示等がある。

### 3. 委員会の設置状況

北海道には10海区が設置されている。

### 4. 海区委員の構成等

定数15名（漁業者委員、学識委員、中立委員）

- (1) 全ての委員は知事が選任
- (2) 漁業者委員は定数の過半数以上
- (3) 資源管理及び漁業経営に関する学識委員及び海区委員会に対し利害関係を有しない中立委員を選任
- (4) 任期は4年



### 5. 身分

北海道の特別職非常勤職員

### 6. 委員報酬

北海道特別職員給与条例に基づき、報酬を支給。

	月額	日額
会長	25,000円	25,000円
委員	17,500円	17,500円

### 7. 欠格要件

- (1) 年齢満18歳未満の者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 北海道議会議員
- (5) 北海道職員
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者



# 令和 7 年度石狩後志海区漁業調整委員会 の開催予定について

月	議 案
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長、副会長の選任</li> <li>・ 漁業権切替小委員会委員の選任</li> <li>・ 各種連合海区委員の選任</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ T A C 答申（ずわいがに、まさば、ごまさば、まだら）</li> <li>・ 水域利用調整区域の指定に係る答申</li> <li>・ 浜益川有効利用調査に伴う河口規制に関する委員会指示</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秋さけ格差是正措置の決定</li> </ul>
1 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ T A C 答申（さんま、まあじ、まいわし、かたくちいわし）</li> <li>・ いかなご・おきあみ漁業に関する委員会指示</li> <li>・ サクラマス船釣りライセンスに関する委員会指示</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ T A C 答申（すけとうだら、するめいか、くろまぐろ）</li> </ul>

※ 知事許可の制限措置や申請期間等を公示する際には、海区委員会に諮問があるので更新時に併せて随時、委員会を開催する必要がある。

※ 1 回目の委員会は、北海道主催。

## 石狩後志海区漁業権切替小委員会規程

### (目的)

第1条 漁場計画の策定にあたって、漁場の利用に関する関係漁業者等の意見等を十分に反映させるため、石狩後志海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に委員若干名で構成する漁業権切替小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 小委員会は委員会の付託を受けて、次の業務を処理するものとする。

- (1) 漁業権切替に必要な漁業者等の意見集約
- (2) 漁場計画の作成に係る助言等
- (3) 隣接海区漁業調整委員会との協議
- (4) 試験研究機関との協議に係る助言等
- (5) 漁港管理者及び港湾管理者、海上保安部等関係機関との協議に係る助言等
- (6) その他漁業権切替に関する調査への協力等

### (構成)

第3条 小委員会は委員会で選出された5名の委員で構成する。

- 2 小委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は委員が互選する。

### (委員長の職務)

第4条 委員長は会務を総理し、小委員会を代表する。

### (会議)

第5条 小委員会は、委員長が召集する。ただし、隣接海区漁業調整委員会との協議に関しては委員会の会長名をもって行うものとする。

- 2 小委員会を召集しようとするときは、委員長はあらかじめ付議事項並びに日時及び場所を各委員に通知しなくてはならない。
- 3 小委員会は委員会の会長がオブザーバーとして参加することができる。

### (規約の改正)

第6条 この規程の改正は、委員会の議決によって行うものとする。

### (附則)

- 1 この規程は、平成14年5月14日から施行する。
- 2 この規程の適用期間は、この規程の施行の日から漁業権切替業務の完了の日までとする。

### (附則)

- 1 この規程は、平成14年8月2日から施行する。
- 2 この規程の適用期間は、この規程の施行の日から漁業権切替業務の完了の日までとする。

### (附則)

- 1 この規程は、平成19年12月12日から施行する。
- 2 この規程の適用期間は、この規程の施行の日から漁業権切替業務の完了の日までとする。

### (附則)

- 1 この規程は、平成24年11月20日から施行する。
- 2 この規程の適用期間は、この規程の施行の日から漁業権切替業務の完了の日までとする。

### (附則)

- 1 この規程は、平成29年8月25日から施行する。

### (附則)

- 1 この規程は、令和4年10月7日から施行する。

## 石狩後志海区漁業調整委員会規程

### (趣 旨)

第1条 石狩後志海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の運営に関しては、漁業法その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (会長の職務代理)

第2条 委員会に副会長3名を置き、委員が互選する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

3 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ委員の互選によって定める者がその職務を代理する。

### (会 議)

第3条 委員会の会議は会長が招集する。

2 委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求のあった日から10日以内に会議を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって、公示するとともに、各委員へ通知しなければならない。

第4条 委員会の会議は、あらかじめ通知した事項に限って審議するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第5条 委員から発言を求めたときは、その要求の順序に従って、会長がこれを許可する。

### (議事録)

第6条 委員会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 委員会の開催日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 付議事項
- (4) 議事の経過
- (5) その他重要事項

第7条 議事録には、会長及び会長が出席委員のうちから指名した2人以上がこれに署名するものとする。

### (職 員)

第8条 委員会に書記及び補助員を置く。

2 書記及び補助員は、委員会が任免する。

### (事務局)

第9条 委員会に事務局を置く。

2 事務局は、虻田郡倶知安町、後志総合振興局内に置き、駐在所を札幌市、石狩振興局に置く。

- 第10条 事務局に事務局長及び調査員、専門主任、主任又は主事を置く。  
2 事務局長、調査員、専門主任、主任及び主事は、書記をもって充てる。  
3 事務局長は、会長の命を受け委員会の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。  
4 調査員、専門主任、主任、主事及び補助員は、上司の命を受け事務に従事する。  
5 駐在事務所には、調査員、専門主任、主任、主事及び補助員を置き、上司の命を受け事務に従事する。

(処務の準拠)

第11条 事務の処理及び職員の服務等は、北海道の関係規則等を準用する。

(事務局長の専決事項)

第12条 事務局長の専決事項については、会長が別に定める。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会議決によって行う。

( 雑 則 )

第14条 前各条に定めるもののほか、委員会の議事運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和37年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、昭和39年9月17日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 石狩後志海区漁業調整委員会公聴会に関する手続規程

(根拠)

第1条 石狩後志海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が、漁業法の規定に基づいて公聴会を開催しようとするときは、この規程の定めるところによる。

(開催の決定)

第2条 委員会において、公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の拘束)

第3条 委員会は、公聴会においては討論及び表決を行わない。

(日時、案件の公示)

第4条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から2日前までに、日時、場所及び公聴すべき案件を公示する。

2 前項の公示は、次に掲げる方法によるものにする。

(1) 後志総合振興局、石狩振興局の掲示場に掲示

(2) 関係する漁業協同組合の掲示場に掲示

(3) その他会長が適当と認める方法

(文書の提出)

第5条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者（公述者という。）に、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。

(公述者の範囲)

第6条 公聴会における公述者の範囲は、次に掲げる者とする。

(1) 漁業権者

(2) 入漁権者

(3) 漁業権漁業の経験者

(4) 漁業協同組合関係者

(5) その他利害関係のある者

(公述の機会の公平)

第7条 公聴会において意見を聞こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方から公述者を選ばなければならない。

(公述者の発言)

第8条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言をすることができる。

第9条 公述者の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、会長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第10条 委員会の委員は、公述者に対して質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第11条 公述者は、委員会の同意を得た場合は、代理人をして意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。

附 則

この規程は、平成22年7月20日から施行する。

## 石狩後志海区漁業調整委員会事務専決規程

石狩後志海区漁業調整委員会規程第12条の規定に基づく事務局長の専決事項は、次のとおり。

- 1 職員の休暇、欠勤、その他諸願届の処理に関する事。
- 2 職員の出張に関する事。
- 3 職員の時間外勤務に関する事。
- 4 予算の経理及び物品の保管出納に関する事。
- 5 公印の管守に関する事。
- 6 軽易な通知、申請、協議、照会、回答及び報告に関する事。
- 7 軽易な報告書、届出書及び復命書の処理に関する事。
- 8 その他軽易と認められる事項の処理に関する事。

附 則

この規程は、昭和37年8月8日から適用する。

# 漁業調整委員会について

## 1 委員会の設置、構成

漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構として、漁業法に基づき設置された機関であり、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会の3種類がある（法第134条第1項）。それぞれの委員会は、その設定された海区の区域又は海域内における漁業に関する事項を処理する（法第135条）。

海区漁業調整委員会は、委員をもって組織され（法第137条第1項）、会長は委員の互選により選ばれる（法第137条第2項）。

委員の任期は4年で（法第143条第1項）、委員は地方公務員法の適用を受け、非常勤特別職である（地方公務員法第3条）。

### <北海道の委員会設置状況>

#### ・海区漁業調整委員会（10海区）

漁民委員が過半数以上、学識1名以上・中立委員1名以上（総数15名）で北海道知事が任命する。

#### ・北海道連合海区漁業調整委員会（1海区）

各海区選出委員10名、学識委員5名

#### ・各種連合海区漁業調整委員会（6海区）

関係海区から選出された各同数の委員で構成



<p><b>北海道連合海区漁業調整委員会</b> *第147条第1項（設置）</p>	<p><b>海区漁業調整委員会</b> *第136条第1項（設置）</p>	<p><b>各種連合海区漁業調整委員会</b> *第147条第4項（設置）</p>
<p>本道における漁業の調整を図るため、各海区委員会の設置された海区の区域を合わせた海区における漁業に関する事項を処理する。</p>	<p>海区委員会は、その設置された海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。</p>	<p>特定の目的のために関係委員会が協議して連合海区委員会を設置する。</p>

- 【主な諮問答申】
- ・小型さけます流し網漁業の定数等
- ・さけ・ます人工ふ化放流計画
- 【委員会指示】
- ・とどの採捕
- ・かじき等流し網漁業
- 【その他漁業調整等】
- ・秋さけ親魚確保・適正利用実施方針

- 【主な諮問答申】
- ・漁業権の漁場計画及び免許
- ・北海道TACの配分等
- ・北海道漁業調整規則の改正
- 【委員会指示】
- ・必要に応じて適宜発動
- 【その他漁業調整等】
- ・各種漁業調整会議、操業協定等

- 【6つの連合海区】
- ・道北連合海区
- ・日本海連合海区
- ・北部日本海連合海区
- ・日本海まぐろ漁業連合海区
- ・道南連合海区
- ・渡島・胆振連合海区

## 2 委員会の会議運営

委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない（法第145条第1項）。また、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すところによる（法第145条第2項）。

会議は公開であり、議事録は会長が作成し、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。この会議、議事録の公開により、漁民はいつでも委員会の運営を知り、これにその意志を反映せしめうる仕組みとなっている（法第145条第4項）。

利害関係を有する委員は議事に参与することができない。ただし、委員会が承認すると出席、発言は認められる。

## 3 委員会の設置経過

○1～2期（S25.8～S29.8） 49海区（25.5.13 農告第129号）

浜益、石狩厚田、小樽、余市塩谷、古平美国、積丹、古宇岩内、寿都湾島牧、瀬棚太魯、久遠、爾志、檜山郡、奥尻、松前西部、福島木古内、函館湾、恵山、茅部郡南部、茅部郡北部、八雲長万部、有珠虻田、室蘭、勇払、日高西部、日高中部、様似、幌泉、広尾、大津、釧路西部、釧路東部、根室半島、別海標津、羅臼、網走 東部、網走中部、網走西部、枝幸、宗谷、稚内、礼文、利尻、天塩、羽幌初山別、苫前鬼鹿、焼尻、天売、留萌、増毛

○3～6期（S29.8～S37.8） 24海区（29.7.8 農告第481号）

石狩、北後志、南後志、檜山、渡島西部、渡島東部、渡島北部、胆振西部、胆振東部、日高西部、日高東部、十勝、釧路西部、釧路東部、根室半島、根室北部、網走東部、網走中部、網走西部、宗谷、利礼、留萌北部、留萌中部、留萌南部

○7期～（S37.8～） 10海区（37.7.14 農告第891号）

石狩後志、檜山、渡島、胆振、日高、釧路十勝、根室、網走、宗谷、留萌

※上記のほか、北海道連合海区漁業調整委員会及び北海道内水面漁場管理委員会は1期から設置されている。

### ＜各種連合海区委員会の設置状況＞

委員会名	定数	構成海区	漁業調整内容
道北連合海区	9名	宗谷、留萌、石狩後志	・固定式刺し網、流し網、延縄漁業の制限 ・さめ、かすべ、めばる漁業と他種漁業との操業協定
日本海連合海区	15名	宗谷、留萌、石狩後志、檜山、渡島	・すけとうたら漁業と他種漁業との操業協定
北部日本海連合海区	12名	宗谷、留萌、石狩後志	・いかつり漁業と他種漁業との操業協定
日本海まぐろ漁業連合海区	15名	宗谷、留萌、石狩後志、檜山、渡島	・まぐろつり、流し網、刺し網漁業の制限 ・まぐろ漁業と他種漁業との操業協定
道南連合海区	12名	檜山、渡島、胆振、日高	・さめ、はえなわ漁業の制限
渡島・胆振連合海区	12名	渡島、胆振	・噴火湾海域の毛ガニ漁業の採捕制限

## 4 委員会の機能と権限

海区漁業調整委員会は、漁業法の下で漁業権の免許や都道府県漁業調整規則の策定を始め、海区における漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関である。



(参考資料)

今般の漁業法等の改正（令和2年12月1日施行）においても、資源管理の強化や水域の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割はさらに重要性を増すものとされており、海区漁業調整委員会がこのような役割を的確に果たしていけるよう、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持している。漁場秩序は漁民の総意によって作られるが、その総意は具体的には、漁業調整委員が広範、強力な権限をもって委員会を通じて発現される。

委員会の権限を整理して、諮問事項、建議事項、決定事項（裁定、指示）に分類すると次のとおりになる。

1) 諮問事項

法文上は、漁場計画の作成、漁業権の免許、その他漁業権に関する一切の行政庁の処分は、必ず漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

また、知事許可漁業に関しても、漁業法及び漁業調整規則の規定によって、許可基準の制定や変更、制限措置の内容及び申請期間を定めて公示しようとする場合など、漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされている。

○ 漁業法に基づく海区漁業調整委員会に対する諮問事項

- (1) 資源管理方針の制定、変更しようとするときの答申（法第14条第4項、第10項）
- (2) 知事管理漁獲可能量を定め、又は変更しようとするときの答申（法第16条第2項、第5項）
- (3) 漁場計画（案）（法第64条第4項）
- (4) 漁場計画の変更（法第64条第8項）
- (5) 漁業権免許申請の審査、適格性の審査（法第70条）
- (6) 漁業権を免許すべきでない旨の答申（法第71条第5項）
- (7) 関係地区内の漁業協同組合が漁業権の共有を請求したときの許可についての答申（法第72条第7項）
- (8) 漁業権の分割または変更の免許についての答申（法第76条第3項）
- (9) 定置漁業権の抵当権設置についての答申（法第78条第3項）
- (10) 区画漁業権の移転許可についての答申（法第79条第3項）
- (11) 定置漁業権の移転許可についての答申（法第79条第3項）
- (12) 定置漁業権および区画漁業権を相続した者が、適格性がないとき、他人に譲渡しなければ取り消すべき旨の通知についての答申（法第80条第2項）
- (13) 漁業権免許の際、制限または条件を付けるときの答申（法第86条第2項）
- (14) 休業中の漁業権について適格性のあるものに、その操業を許可するときの答申（法第88条第2項）
- (15) 休漁による漁業権の取消についての答申（法第89条第3項）
- (16) 漁業権者が適格性を失った場合の漁業権の取消についての答申（法第92条第3項）
- (17) 漁業調整その他公益上の必要により、漁業権の変更取消または行使の停止を命ずるとき  
の答申（法第93条第3項）
- (18) 錯誤による免許の漁業権を取消するときの答申（法第94条）
- (19) 沿岸漁場管理団体を指定するときの答申（法第109条第3項）

(参考資料)

- (20) 沿岸漁場管理規程の制定、又は変更しようとするときの答申（法第111条第4項）
  - (21) 都道府県漁業調整規則の制定、改廃の場合の答申（法第119条第8項）
  - (22) 海区漁業調整委員の任命に当たって、漁業者又は漁業従事者の範囲の拡張または限定についての答申（法第138条第6項）
  - (23) 他人の土地および土地の定着物の使用の許可についての答申（法第165条第2項）
  - (24) 土地および定着物の使用権の設定について協議中の土地の形質の変更、定着物の損壊、収去の許可についての答申（法第165条第5項）
  - (25) 漁業調整規則を制定、又は変更しようとするときの答申（法第119条第8項）
- 北海道漁業調整規則に基づく海区漁業調整委員会に対する諮問事項
- (1) 漁業の許可等をしないときの答申（規則第10条第2項）
  - (2) 許可を受けようとする船舶等の基準を制定、又は変更する場合の答申（規則第11条第2項）
  - (3) 制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を定めようとするときの答申（規則第12条第3項）
  - (4) 漁業の許可等の基準を定めようとするときの答申（規則第12条第5項、第7項）
  - (5) 漁業調整その他公益上必要があるとき、許可等後に条件を付けるときの答申（規則第14条第2項）
  - (6) 許可の有効期間を3年より短い期間を定めるときの答申（規則第16条第2項）
  - (7) 休業による許可を取り消すときの答申（規則第21条第1項）
  - (8) 適格性の喪失等による許可等の取消しするときの答申（規則第23条第1項、第2項）
  - (9) 公益上の必要による許可等の取消し等をするときの答申（規則第24条第1項）
  - (10) 特定区域漁業を承認しないときの答申（規則第33条第5項、第7項、）
  - (11) 特定区域漁業の有効期間を1年より短い期間を定めるときの答申（規則第33条第9項）
- 漁業法以外の法律に基づく海区漁業調整委員会に対する諮問事項
- ・ 水産資源保護法関係に基づく諮問事項
    - (1) 都道府県漁業調整規則の制定、改廃の場合の答申（法第4条第7項）
    - (2) 知事が保護水面の指定をしようとするときの意見聴取（法第18条第3項）
  - ・ 沿岸漁場整備開発法関係に基づく諮問事項
    - (1) 知事が水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めようとするときの意見聴取（法第7条の2）
    - (2) 知事が漁協等からの申請に基づき、特定水産動物育成事業の認可をしようとするときの意見聴取（法第10条）
    - (3) 知事が認可した特定水産動物育成事業の実施が適切さを欠くと認め、勧告をしようとするときの意見聴取（法第14条）
    - (4) 知事が指定法人の業務実施計画の認可をしようとするときの意見聴取（法第18条）
  - ・ 海洋水産資源開発促進法関係に基づく諮問事項
    - (1) 知事が漁業者団体等の申請に基づき資源管理協定の認可をしようとするときの意見聴取（施行令第8条）
    - (2) 農林水産大臣が認定しようとする資源管理協定に指定漁業以外の漁業種類が含まれる場合に、知事が大臣に意見を述べるときの意見聴取（施行令第8条）
    - (3) 資源管理協定の認定に関し、協定の関係漁業に漁業権に係る漁業が含まれる場合に、知事が

大臣の委任を受けた関係知事との協議に応じるときの意見聴取（施行令第8条）

## 2) 建議事項

漁業調整委員会は、都道府県知事からの各種の諮問事項が法定されているだけでなく、自ら知事が実施すべきである旨、建議することのできる事項が法定されている。

- (1) 委員会指示に従わない者があるとき、指示に従うべき旨の命令をだすことを知事に申請する場合（法第120条第8項）

## 3) 決定事項

漁業調整委員会は、前述したような諮問機関、建議機関としてだけでなく、自らが決定機関として裁定、指示、認定に関する強い権限をも有している。

### ア 裁定

- (1) 入漁権の設定、変更、消滅についての当事者間の話合いがうまくいかず委員会に申請したとき（法第100条第1項）
- (2) 土地、土地の定着物についての使用権設定について、協議が整わなかった場合の使用権設定についての裁定、買収の裁定、移転料の裁定（法第166条第2項、第8項、第9項）
- (3) 土地または土地の定着物の貸付契約の変更、または解除についての裁定（法第167条）

### イ 指示

- (1) 関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限、禁止、漁業者の数の制限、漁場の使用の制限その他必要な指示（法第120条第1項）
- (2) 第1種または第5種共同漁業について、漁業協同組合と組合員でない漁民との間の共同漁業について指示する。（法第72条第8項）

## 4) その他

所掌事項を処理するために必要な場合の報告、徴収、調査、測量、検査（法第157条第1項第2号）

## 5 漁業権の種類

委員会の主たる業務の一つであります漁業権には、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の3種類がある。漁業権とは行政庁の免許によって設定された一定の水面において排他的に一定の漁業を営むことのできる権利である。

漁業法では「定置漁業権とは、定置漁業を営む権利をいい、区画漁業権とは、区画漁業（養殖業）を営む権利をいい、共同漁業権とは、共同漁業を営む権利をいう。」と規定されている（法第60条第2項）。

### (1) 定置漁業

定置漁業とは、漁具を定置して営む漁業をいう。主として回遊性の魚類の捕獲を目的とする漁労方式。

ア) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル（沖縄県にあっては15メートル）以上のもの。

ただし、次の二つのものは除かれる。

- ① 瀬戸内海におけるます網漁業
- ② 陸奥湾における落網<sup>おとし</sup>漁業およびます漁業

イ) 北海道においてサケを主たる漁獲物とするもの

(2) 区画漁業

区画漁業とは、一定の区域内において営む養殖業である。その分類にはいろいろあるが、養殖の方法によって次の3種類に分類される(法第60条第4項)。

ア) 第1種区画漁業(一定の区域内において、石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業)

①ひび建養殖業(竹ひび、木ひび、網ひび)

ノリ、カキ、真珠母貝(簡易垂下式)

②カキ養殖業(垂下式)

③真珠養殖業(垂下式)

④真珠母貝養殖業(垂下式)

⑤その他貝類養殖業(ホタテガイ、アカガイ、ウニ、ホヤ等)

⑤藻類養殖業(浮流し式)

ノリ、ワカメ、コンブ等

⑥小割式養殖業

ハマチ、ワカメ、コンブ

イ) 第2種区画漁業(土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区画内において営む養殖業)

①築堤式養殖業、網仕切り式(パイル式)養殖業

②溜池養殖業

ウ) 第3種区画漁業(一定の区域内において営む養殖業であって、第1種区画漁業及び第2種区画漁業以外のもの)

地まき式貝養殖業

(3) 共同漁業

共同漁業とは、一定の漁場を共同に利用して営む漁業である。一般的には漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が漁業権を有し、その制定する漁業権行使規則に基づいて組合員がその漁場に入り会って漁業を行う。その種類はいろいろあるが、一般には沿岸において、組合員の誰でもできるような、また、大きくは移動しないような小規模の漁業に限られている。

これらについて漁業種類を分類して表示すると次のとおりである(法第60条第5号)。

ア) 第1種共同漁業(藻類、貝類又は主務大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業)

①藻類を目的とする漁業(ワカメ、テングサ、コンブ、フノリ漁業等)

②貝類を目的とする漁業(アカガイ、アワビ、アサリ漁業等)

③主務大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業(シャコ、ホヤ、ウニ、ナマコ等)

イ) 第2種共同漁業(網漁具を移動しないように敷設して営む漁業であって定置漁業、第5種共同漁業以外のもの)

①小型定置網漁業(ます網、つぼ網、落網漁業等)

②固定式刺網漁業(底刺網、建網、いかり止網漁業等)

③敷網漁業(4そう張網等)

④袋待網漁業(コウナゴ込瀬網、イカナゴ袋待網等)

ウ) 第3種共同漁業（地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（無動力船を使用するものに限る）、飼付漁業又はつきいそ漁業であって第5種共同漁業以外のもの）

- ①地びき網漁業
- ②地こぎ網漁業
- ③無動力船による船びき網漁業
- ④飼付漁業
- ⑤つきいそ漁業

エ) 第4種共同漁業（寄魚漁業、鳥付こぎ釣り漁業であって、第5種共同漁業以外のもの）

- ①寄魚漁業
- ②鳥付こぎ釣り漁業

オ) 第5種共同漁業（内水面において営む漁業であって第1種共同漁業以外のもの）

アユ漁業、コイ漁業、ワカサギ漁業等

◎免許の方法による分類

個別漁業権	定置漁業権 区画漁業権
団体漁業権	区画漁業権 共同漁業権

個別漁業権とは、漁業法改正前まで経営者免許漁業権と言われたもので、漁業権の内容となっている漁業を直接経営する者に対してのみ免許される漁業権をいう。これらの漁業は、相当の資本がかかり誰でもやれるという性質のものではなく、経営者を前もって特定する必要のある漁業であるので、団体（組合）管理を認められていない。

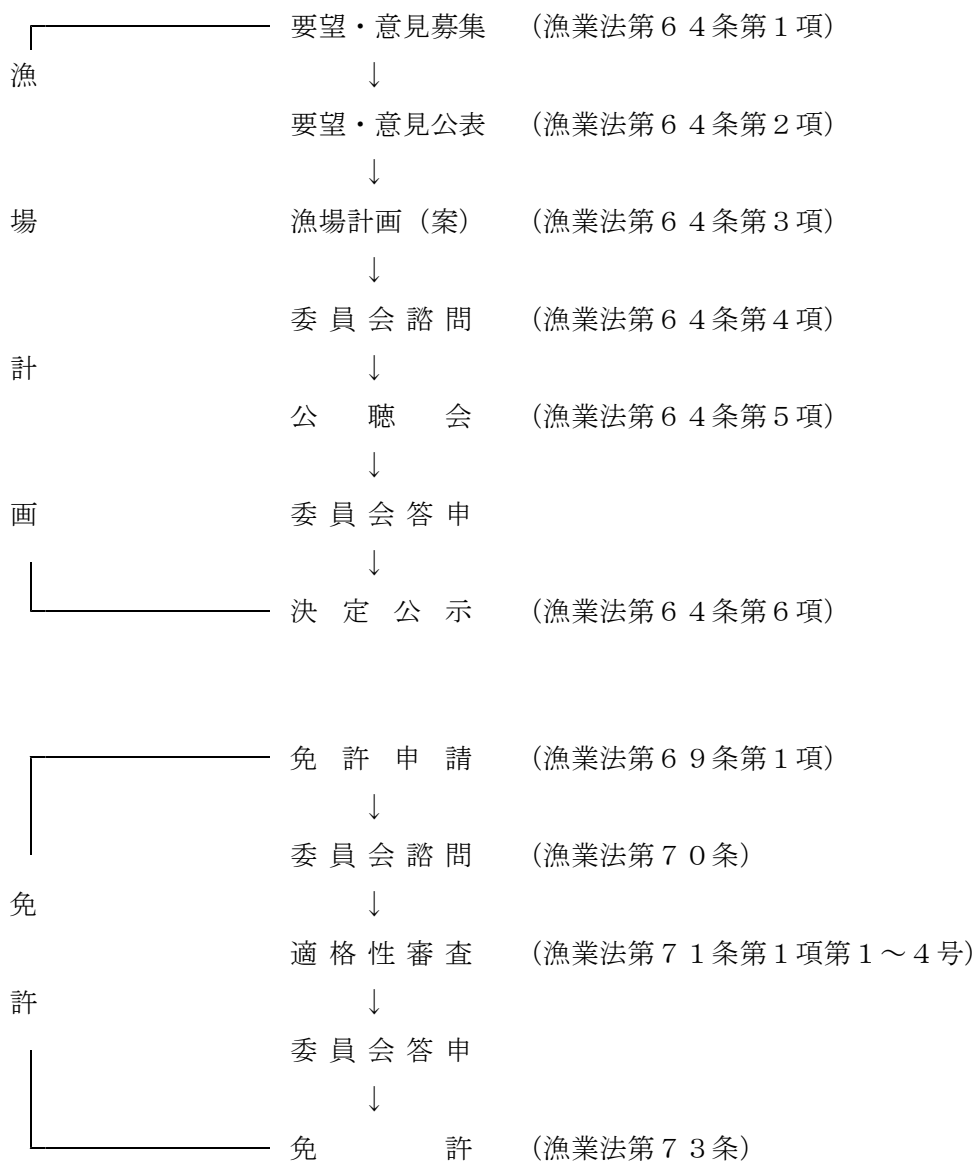
定置漁業権は、典型的な個別漁業権で、直接に定置漁業を営む団体、会社、個人に対してだけ免許されるものである。

一方、団体漁業権とは、漁業協同組合（またはその連合会）が免許を受け、組合で法律で定められた漁業権行使規則をつくって、これに基づいて漁業権を管理し、組合員に行使を行わせることのできる漁業権をいう。これは、多くの沿岸漁業者で経営できるような比較的小規模のものがその対象となっている。

## 6 漁業権の設定

漁業権の設定は、予め漁場の利用計画を定め、それにしたがって免許を申請させ、申請者の適格性を審査のうえ、免許することとし、漁場計画と違った個別的な内容の申請は認められない。

漁業権の設定、取得について、漁業法で定められている手続き上の順序については、次のとおりである。



漁場計画で決定すべき事項としては、漁業法（第62条第2項）で漁業種類、漁場の位置および区域、漁業の時期、区画漁業権については、個別漁業権又は団体漁業権の別、団体漁業権については、その関係地区、その他漁業権の設定に関し必要な事項などがあげられます。

## 7 委員会指示

(1) 海区漁業調整委員会は、その権限として指示権を持ち、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権、入漁権の行使を適切にし、漁場紛争の防止及び解決を図るなど「漁業調整」のために、関係者に対して必要な指示をすることができる。これは、「委員会指示」と呼ばれている。

委員会指示は、都道府県漁業調整規則、免許、許可の制限条件によって固定的に調整することが不適当な事柄について、随時に局地的に漁業調整を図るために発動されるものであって、関係者全部に対して、採捕の制限禁止はもちろん積極的に「・・・すべし」という義務を課しうる。

(2) 委員会指示は、それだけでは法的効力はなく、指示に違反した者に対して罰則が適用されない。指示を受けた者がこれに従わないときは、命令の申請、催告等の複雑な手続きを経たうえで、指示を裏付けする知事の命令があつて初めて法的効力が生じ、この命令に違反した場合に罰則が適用されることになっている。

### ◎知事の裏付け命令の手順

#### ① 命令の申請

指示を受けた者がこれに従わないとき、必要がある場合には、漁業調整委員会は知事に対して、「その者が指示に従うべき旨の命令を出してほしい」と申請する。

この場合に特定人に対して一般的指示をした場合、不特定人の全部に命令を出すことを知事に申請することは適当でなく、「委員会指示に従わない」ことが確認された特定の者についてだけ申請することになっている。

#### ② 催告

知事は申請を受けたら15日以上の一定期間を定めて、その者に指示に対して異議があればその期間内に申し出るように催告しなければならない。

#### ③ 命令

一定期間内に異議の申出がない場合、異議の申出があつても指示に従わない正当の理由がないときは、知事はその者に対して初めて指示に従う旨の命令をすることができる。

#### ④ 罰則

このような知事の命令が出されて以後、この者が知事の出した命令に違反した場合に初めて、漁業法第191条に規定する罰則（1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金または拘留もしくは科料）が適用されることになる。

## 8 委員会事務局の主な業務

委員会は単に知事の諮問に対する答申だけにとどまらず、建議、決定、委員会指示の発動等広範に亘る職務を担っている。

従って、委員会の運営を所掌する「事務局」も委員会を招集し、会議を開催して終わりというだけではなく、各種事項について企画立案し、関係漁業者や漁協、道振興局、研究機関等と協議や調整を行い、さらには、指導、調査、漁獲管理等の多岐に及ぶ業務を担っている。

事務局の業務内容について、大まかに示すと、主に次のとおりとなっている。

主な項目	主な業務内容
漁業権切替	・漁場計画：漁場計画の答申、免許の適格性の答申等
委員会指示	・関係漁協及び漁業者、振興局等との協議、 ・委員会指示発動、指導、承認証の交付 ・漁獲管理
漁業調整	・振興局との連携による関係機関との協議、調整会議の開催、協定締結等
秋さけ利用対策	・親魚確保対策の推進（道振興局、関係団体との協議） ・密漁防止対策の推進（振興局、漁協、取締機関等との協議） ・秋さけ沿岸漁獲状況の把握、指導等
各種連合海区 委員会の開催	・関係振興局、関係漁協等との協議、関係委員との協議 ・委員会指示発動、指導、承認証の交付 ・漁獲管理
関係協議会の 設置運営	・円滑な漁業調整事務を図るため、関係漁協や漁業者が組織する各種協議会の窓口にもなっており、これらの招集、協議、指導等
委員会等の開催	・上記の業務推進のための委員会、委員協議会、小委員会、公聴会等の開催

## 9 委員会の会議開催状況（R3.4～R7.3）

1) 第22期委員会における会議開催状況は次のとおりである。

	委員会	正副会長会議	小委員会	公聴会
R3	6			
R4	6		1	
R5	7		2	16
R6	4			
計	23		3	16

2) 委員会における議案別審議件数

	R3	R4	R5	R6
① 諮問・答申事項	12	10	15	11
② 建議事項				
③ 決定事項				
イ) 指示	5	3	3	2
④その他事項				
イ) 報告	8	9	13	14
ロ) 協議・検討（漁場計画、格差是正措置等）	6	4	3	1
ハ) その他（規程改正等）		1	2	
計	31	27	36	28



3) 主な会議内容

第1回委員会 (R3.5.13)

- ① 会長の選出について
- ② 副会長の選出について
- ③ 漁業権切替小委員会の選出について
- ④ 関係連合海区漁業調整委員会委員等の選出について

第2回委員会 (R3.6.18)

- ① 浜益川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に関する委員会指示について
- ② 水域利用調整区域の指定について (答申)
- ③ 制限措置の内容及び申請すべき期間について (答申)
- ④ 北海道資源管理方針の一部改正について (答申)
- ⑤ 特定水産資源に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について (答申)

第3回委員会 (R3.8.10)

- ① 令和3年度秋さけ定置漁業の漁獲調整(格差是正措置)について
- ② 河川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限措置に関する委員会指示について
- ③ 制限措置の内容及び申請すべき期間等について (答申)

第4回委員会 (R3.12.16)

- ① いかなご・おきあみ漁業に係る委員会指示について
- ② 後志管内さくらます船釣りライセンス制に係る委員会指示について
- ③ 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間等について (答申)
- ④ 北海道資源管理方針の一部改正について (答申)
- ⑤ 特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について (答申)

第5回委員会 (R4.2.25)

- ① 河川河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に関する委員会指示に係る公聴会の開催方法について
- ② 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間等について (答申)

第6回委員会 (R4.3.16)

- ① 河川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に関する委員会指示について
- ② 制限措置の内容及び申請すべき期間等について (答申)
- ③ 北海道資源管理方針の一部改正について (答申)
- ④ 特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について (答申)

第7回委員会 (R4. 6. 15)

- ① 浜益川付近におけるさけ・ます採捕の制限に関する委員会指示について
- ② 水域利用調整区域の指定について (答申)
- ③ 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について (答申)
- ④ 特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について (答申)

第8回委員会 (R4. 8. 5)

- ① 令和4年度秋さけ定置漁業の漁獲調整 (格差是正措置) について

第9回委員会 (R4. 10. 7)

- ① 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間等について (答申)
- ② 漁業法第91条第1項に該当する者に対する指導について (答申)
- ③ 石狩後志海区漁業権切替小委員会規程の一部改正について

第10回委員会 (R4. 11. 16)

- ① 第8次海面共同漁業権 (草案) について  
第15次海面区画漁業権漁場計画 (草案) について
- ② 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間等について (答申)

第11回委員会 (R4. 12. 14)

- ① いかなご・おきあみ漁業に係る委員会指示について
- ② 後志管内さくらます船釣りライセンス制に係る委員会指示について
- ③ 北海道資源管理方針の一部改正について (答申)
- ④ 特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について (答申)

第12回委員会 (R5. 2. 28)

- ① 石狩後志海区漁場計画 (第8次共同漁業権 (素案)) について  
石狩後志海区漁場計画 (第15次区画漁業権 (素案)) について
- ② 石狩後志海区漁場計画 (第15次定置漁業権 (草案)) について
- ③ 特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について (答申)
- ④ 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間等について (答申)

第13回委員会 (R5. 4. 5)

- ① 石狩後志海区漁場計画 (第8次共同漁業権 (振興局最終案)) について  
石狩後志海区漁場計画 (第15次区画漁業権 (振興局最終案)) について

第14回委員会 (R5. 5. 24)

- ① 石狩後志海区漁場計画 (第8次共同漁業権・第15次区画漁業権) (案) について (答申)
- ② 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について (答申)
- ③ 北海道資源管理方針の一部改正について (答申)
- ④ 特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について (答申)

第15回委員会 (R5. 6. 8)

- ① 石狩後志海区漁場計画 (第15次定置漁業権 (素案)) について
- ② 浜益川付近におけるさけ・ます採捕の制限に関する委員会指示について
- ③ 水域利用調整区域の指定について (答申)

第16回委員会 (R5. 7. 31)

- ① 海面における共同漁業及び区画漁業の免許申請について (答申)
- ② 石狩後志海区漁場計画 (第15次定置漁業権 (振興局最終案)) について
- ③ 定置漁業権の相続について (答申)
- ④ 令和5年度秋さけ定置漁業の漁獲調整 (格差是正措置) について
- ⑤ 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について (答申)
- ⑥ 石狩後志海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する石狩後志海区漁業調整委員会規程の制定について
- ⑦ 北海道情報公開条例の施行に関する石狩後志海区漁業調整委員会規程の一部改正について

第17回委員会 (R5. 10. 23)

- ① 石狩後志海区漁場計画の変更案について (答申)
- ② 漁業法第91条第1項に該当する者に対する指導及び漁業法第91条第2項に該当する者に対する勧告について (答申)

第18回委員会 (R5. 12. 18)

- ① 定置漁業の免許申請について (答申)
- ② いかなご・おきあみ漁業に係る委員会指示について
- ③ 後志管内さくらます船釣りライセンス制に係る委員会指示について
- ④ 特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について (答申)
- ⑤ 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について (答申)

第19回委員会 (R6. 3. 4)

- ① 特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について (答申)
- ② 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間等について (答申)

第20回委員会 (R6. 6. 6)

- ① 浜益川付近におけるさけ・ます採捕の制限に関する委員会指示について
- ② 水域利用調整区域の指定について (答申)
- ③ 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について (答申)
- ④ 北海道資源管理方針の一部変更について (答申)
- ⑤ 特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について (答申)

第21回委員会 (R6. 8. 1)

- ① 令和6年度秋さけ定置漁業の漁獲調整(格差是正措置)について

第22回委員会 (R6. 12. 12)

- ① いかなぎ・おきあみ漁業に係る委員会指示について
- ② 後志管内さくらます船釣りライセンス制に係る委員会指示について
- ③ 北海道資源管理方針の一部改正について (答申)
- ④ 特定水産資源に関する令和7管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について (答申)
- ⑤ 北海道漁業調整規則の一部改正について (答申)
- ⑥ 海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定の大臣認定について (答申)
- ⑦ 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について (答申)

第23回委員会 (R7. 3. 7)

- ① 特定水産資源に関する令和7管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について (答申)
- ② 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間等について (答申)

## 連合海区漁業調整委員会について（関係分）

都道府県知事又は海区漁業調整委員会は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、2以上の海区の区域を合した海区、又は他の海区漁業調整委員会と協議して、その区域と当該海区漁業調整委員会の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる（漁業法第105条）。

### （1）北海道連合海区漁業調整委員会

- ・設置目的 ～ 本道における漁業の調整
- ・委員定数 ～ 15名（各海区から選出される委員10名、学識経験者5名）
- ・事務局 ～ 北海道水産林務部内
- ・主な業務 ～ さけます人工ふ化放流計画に関する答申、  
とどの採捕に係る委員会指示、  
秋さけ親魚確保及び適正利用実施方針の策定

### （2）道北連合海区漁業調整委員会

- ・設置目的 ～ 北部日本海における固定式刺し網、流し網及びはえなわ漁業の調整
- ・構成海区 ～ 宗谷、留萌、石狩後志海区
- ・委員定数 ～ 9名（各海区から3名ずつ選出）
- ・事務局 ～ （主）留萌海区、（従）宗谷、石狩後志海区
- ・主な業務 ～ 固定式刺し網、流し網及びはえなわ漁業に係る委員会指示  
固定式刺し網、流し網及びはえなわ漁業に係る操業協定

### （3）北部日本海連合海区漁業調整委員会

- ・設置目的 ～ 北部日本海における、いか釣り漁業の調整
- ・構成海区 ～ 宗谷、留萌、石狩後志海区
- ・委員定数 ～ 12（各海区から4名ずつ選出）
- ・事務局 ～ （主）石狩後志海区、（従）宗谷、留萌海区
- ・主な業務 ～ いか釣り漁業と他種漁業との操業協定

### （4）日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会

- ・設置目的 ～ 日本海における、まぐろ漁業の調整
- ・構成海区 ～ 宗谷、留萌、石狩後志、檜山、渡島海区
- ・委員定数 ～ 15名（各海区から3名ずつ選出）
- ・事務局 ～ （主）宗谷海区、（従）留萌、石狩後志、檜山、渡島海区
- ・主な業務 ～ まぐろ釣り、流し網、固定式刺し網漁業に係る委員会指示、  
まぐろ漁業と他種漁業との操業協定

### （5）日本海連合海区漁業調整委員会

- ・設置目的 ～ 日本海における、すけとうだら漁業の調整
- ・構成海区 ～ 宗谷、留萌、石狩後志、檜山、渡島海区
- ・委員定数 ～ 15（各海区から3名ずつ選出）
- ・事務局 ～ （主）石狩後志海区、（従）宗谷、留萌、檜山、渡島海区
- ・主な業務 ～ すけとうだら漁業と他種漁業との操業協定